

なかの



Vol. 205

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.org>

活発な社会貢献活動を展開!!

《第1～4支部》平成27年8月8日 於：鷺宮小学校

第41回鷺宮盆踊り大会 (小・中学生を対象に税金クイズを実施)



会場の鷺宮小学校



～～～ 応援頂いた皆様 ～～～



“税”について学びましょうね



金魚え～！金魚…！



中心者の新井氏 (今回MCも担当です)



ボランティアの皆様に感謝！



《第1～4支部》平成27年9月13日 於：沼袋・氷川神社

第8回沼袋・野方まちおこしジャズ (小・中学生を対象に税金クイズを実施)



会場の沼袋・氷川神社



司会進行のお二人



ステージではJAZZ…！



趣のある氷川神社の境内



(事前の準備…大変です！)



～～～ 応援頂いた皆様 ～～～



大盛況の税金クイズ

掲 示 板 (11~2月行事予定表)



月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
11月	5日(木)	14:00~15:30 源泉研究部会・第363回研修会	法 人 会 館	終了後:役員会
	7日(土)	12:00集合 “税を考える週間” 第9・10支部社会貢献活動	区立第十中学校内	
	8日(日)	9:30集合 第4・5・6支部・社会貢献活動(上高田子供まつり)	上高田二丁目公園	
	9日(月)	13:30~15:30 年末調整説明会	中野ゼロ小ホール	
	10日(月)	13:30~15:30 年末調整説明会	中野ゼロ小ホール	
	//	18:00~20:00 第3支部“ショー&グルメのタベ”	四季の森:マドリード	
	11日(火)	7:50集合 “税を考える週間” 駅頭PR活動	JR中野駅周辺	
	//	13:30~15:30 年末調整説明会	野方区民ホール	
	12日(木)	8:42スタート 厚生共益事業委員会主催:チャリティゴルフコンペ	高坂カントリークラブ	
	//	10:30~11:30 中野税務懇談会(座談会)	署・別館会議室	
	13日(金)	16:00~17:00 納税表彰式	中野 サンブラザ 11F アネモルム	
	//	18:00~21:00 第7支部“JAZZ&グルメのタベ”	ウエストフィフティサード:日本橋	
	14日(土)	8:45~10:00 租税教室(江古田小学校2クラス合同)	区立江古田小学校	
	17日(火)	7:40集合 第4・5・6支部社会貢献活動(薬師駅前環境美化キャンペーン)	新 井 薬 師 駅 前	
	19日(木)	13:30~15:30 新設法人説明会	法 人 会 館	
	//	14:00~15:00 都税感謝状贈呈式	中野都税事務所	
	20日(金)	13:19~19:00 全法連・第29回法人会全国青年の集い	茨 城 県	
	24日(火)	14:00~16:00 中野法人会経営塾“マイナンバー制度”	法 人 会 館	
	26日(木)	16:00~16:50 理事会	中野 サンブラザ 11F アネモルム	
	//	17:00~18:00 “税を考える週間” 秋の特別講演会	中野 サンブラザ 11F アネモルム	終了後:懇親会
12月	1日(火)	18:00~20:30 (クリスマスのタベ)	ウエストフィフティサード:日本橋	
	3日(木)	17:00~17:45 源泉研究部会・役員会	ウエストフィフティサード:日本橋	
	4日(金)	16:00~17:00 青年部会・第420回研修会	法 人 会 館	終了後:懇親会
	9日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	署・別館会議室	
	10日(木)	16:00~17:00 税に関する表彰式	中 野 区 役 所	
	17日(木)	10:30~&13:30~ 初心者のためのパソコン講座	専門学校東京テクニカルカレッジ	
1月	14日(木)	10:30~11:30 中野税務懇談会	署・別館会議室	
	//	16:00~17:00 署長:講演会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	//	17:10~18:00 新年賀詞交歓会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	//	18:00~19:30 祝賀会	中野 サンブラザ 13F コスモルム	
	20日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	法 人 会 館	
	21日(木)	13:30~15:30 新設法人説明会	法 人 会 館	
2月	2日(火)	13:30~16:00 書き方説明会	法 人 会 館	

11月号の目次

2015 VOL.205

活発な社会貢献活動を展開!.....	2	本部だより(にぎわいフェスタ2015).....	12
知っとくと得情報(山岡先生).....	4・5	本部だより・部会だより(源泉研究部会・女性部会) ..	13
平成28年度 税制改正要望・会員増強推進月間	6・7	部会だより(青年部会)&無料法律相談のお知らせ ..	13
税務署だより(年調説明会・マイナンバー制度).....	8	活発な社会貢献活動を展開!.....	14
都税事務所だより・中野区だより.....	9	福利厚生事業(第二弾)“家族感謝デイ”.....	15
中野区だより・支部だより.....	10	今後の事業予定(インフォメーション).....	16
本部だより(役員合同会議).....	11		

●表紙(写真説明).....第13回フォト・コンテスト入賞『落葉』(天龍寺) ヤシマ教材(株) 片岡政夫氏

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

知つとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047

千代田区内神田1-2-2

小川ビル7階

神田合同税理士事務所

TEL 03(3518)2711(代)

FAX 03(3518)2712

携帯 090(2212)0306

e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



さて、個人が寄附を行った場合の「寄附金控除」について平成27年5月1日号から説明しておりますが、今回も個人が寄附を行った場合の具体例と控除対象の可否について説明したいと思います。

寄附金控除の具体例と控除対象の可否

I 選挙に立候補した友人に対する政治献金

Q 私の友人が選挙に立候補したため、選挙運動資金に充てるための政治献金を行いました。この寄附金は寄附金控除の対象となりますか？

A **寄附をした政治献金については、一定の要件を満たすものであれば、所得控除としての寄附金控除あるいは税額控除としての寄附金控除のいずれか有利な方を選択できます。**

【解説】

1 政党等寄附金控除の特例の内容

個人が指定期間内（平成31年12月31日まで）に政治資金規正法に規定する政治活動に関する寄附をした場合で、その寄附金のうち、同法に規定する、一定の団体に対するもの又は特定の公職の候補者の選挙運動に関してされた寄附で政治資金規正法等により報告されたものは、特定寄附金とみなして、寄附金控除が適用されます（措置法41の18①）。

ただし、政治資金規正法に違反する寄附や寄附した者に特別の利益が及ぶものは寄附金控除の対象にはなりません。

上記の一定の団体とは、次の団体をいいます。

- ①政治資金規正法第3条第2項の政党
- ②政治資金規正法第5条第1項第2号の政治資金団体
- ③政治資金規正法第3条第1項第1号の団体のうち、国会議員が主宰するもの又は主要

な構成員になっている団体

- ④政治資金規正法第3条第1項第2号のうち、特定の公職にすでに就いている人の後援会
- ⑤政治資金規正法第3条第1項第2号の団体のうち、これから特定の公職に就こうとする候補者の後援会

これら特定の団体にされた寄附で、政治資金規正法第12条又は第17条に規定する報告書により選挙管理委員会又は総務大臣に報告されたものが寄附金控除の対象になります。

特定の公職とは、衆議院議員、参議院議員、都道府県議会議員、都道府県知事それと政令指定都市の議会の議員及びその市長をいいます。

これら特定の公職の候補者の選挙運動に関してされた寄附で、公職選挙法第189条に規定する報告書によって、選挙管理委員会又は中央選挙管理会に報告されたものは寄附金控除の対象になります。

なお、これらの候補者は公職選挙法第86条から第86条の4に定める届出がされている人に限られます。

2 政党等寄附金特別控除制度

平成31年12月31日までに支払った政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のもの（以下「政党等に対する寄附金」という。）については、**支払った年分の所得控除としての寄附金控除の適用を受けるか、次の算式にて計算した金額（その年分の所得税額の25%相当額を限度とする。）について税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択**することができます。

【特定控除額の計算】

（その年中に支払った政党等に対する寄附金の額の合計額－2,000円）×30%＝政党等寄附金特別控除額（100円未満の端数切捨て）

- (注) 1 「その年中に支払った政党等に対する寄附金の額の合計額」については、その年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度です。

ただし、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額がある場合で、政党等に対する寄附金の額の合計額にその特定寄附金の額の合計額を加算した金額がその年分の総所得金額等の合計額の40%相当額を超えるときは、その40%相当額からその特定寄附金の合計額を控除した残額とされます。

- 2 「2,000円」については、特定寄附金控除の額が2,000円以上の場合には「0」とされ、寄附金控除の適用を受けるべき特定寄附金の額が2,000円未満の場合には、2,000円からその特定寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

- 3 **政治活動に関する寄附金について寄附金控除を受けるためには、確定申告書に選挙管理委員会等の確認印のある書類等明細を添付**しなければなりません。

II 同業者会館建設のために支出する寄附金

Q 土建業組合の会館建設のため、組合員として寄附金50万円を支出いたしましたが、この寄附金は寄附金控除の対象となりますか？

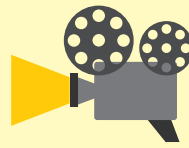
A **同業者会館建設のための寄附金は、特定寄附金に該当しませんので寄附金控除の対象となりません。**

【解説】

土建業組合の会館建設のための寄附金が特定寄附金に該当しなければ寄附金控除の対象になりません。

しかし、自己の土建業に直接関連し、いわゆる業務の遂行上必要な支出である場合には、その支出の効果がその年限りではなく、支出した年以降にも及ぶと考えられますので、その支出した寄附金は繰延資産に該当することになります。

なお、その会館の法定耐用年数の70%に相当する年数（10年を超える場合には10年）により償却して、その償却額を事業所得の金額の計算上必要経費とすることになります（所法2①二十、所基通50-3・50-4）。



「映画の日（12月1日）」

1896年（明治29年）エジソンが発明したキネトスコープが神戸で初めて上映されたのを記念し、1956年（昭和31年）に日本映画製作者連盟が制定した記念日。この神戸で公開されたのは、今日のスクリーンに映写されるタイプではなく、一人ずつ覗き込んで見るタイプでした。第1回記念日には、鳩山一郎総理大臣や各界著名人が参加して祝辞や挨拶がされました。

現在では毎月1日を映画サービスデーとして入場料金の割引が行われています。

11月の税務と労務

- ・ 国税／10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・ 国税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月16日
- ・ 国税／所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- ・ 国税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、3月決算法人の中間申告 11月30日
- ・ 国税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・ 国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・ 地方税／個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

- ・ 国税／給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・ 国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・ 国税／11月分源泉所得税の納付 12月10日
- ・ 国税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月4日
- ・ 国税／4月決算法人の中間申告 1月4日
- ・ 国税／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月4日
- ・ 地方税／固定資産税・都市計画税（第3期）の納付 市町村の条例で定める日
- ・ 労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

平成28年度 税制改正に関する提言(要約)

中野法人会では会員を対象に「税制アンケート」を実施しましたところ、当会会員より貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。上部団体である東京法人会連合会が都内各法人会・会員から寄せられたアンケート意見・要望をもとに取りまとめた「東法連・平成28年度税制改正要望」を下記に掲載いたします。

(以下の要望は、全国法人会総連合が、各県法人会連合会から寄せられたアンケート・意見・要望をもとに「税制改正に関する提言」として、平成28年度の税制改正に向けて、政府・政党等に対してさまざまな提言活動を行ないます。)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳入・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。
- (1)財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2)消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりではなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳入の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。
- (1)軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (2)低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対

応するのが適当である。

- (3)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

- (4)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

- 国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。
- マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めている。

6. 今後の税制改革のあり方

- 今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性—などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

- アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。
- 税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

- (1)我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。

- (2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

- (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化

や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③対象会社規模を拡大する。
- (2)親族外への事業承継に対する措置の充実
- (3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

Ⅲ. 地方のあり方

- 地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。
- 我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。
- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
 - (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
 - (4)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

○今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的意見

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
2. 交際費課税の適用期限延長

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2)各種控除制度の見直し
 - (3)個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

○地価の動向は、全国ベースでは依然として下落が続いているが、一方で三大都市圏では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、納税者に対して分かり易い説明をすることが求められる。
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

会員増強強化推進月間（10月から3月末日まで）



会長・副会長の皆様



大同生命保険(株)の皆様



AIU損害保険(株)の皆様



アフラックの皆様

平成27年度 支部別増強目標

(敬称略)

支部名	支 部 長	目 標	支部名	支 部 長	目 標	支部名	支 部 長	目 標
1 支部	久保 仁	20	6 支部	斉藤 謙治	20	11支部	秋元 良宣	20
2 支部	宮治 誠人	20	7 支部	中原 孝	20	12支部	白川 邦雄	20
3 支部	飛田 定己	20	8 支部	川村 能正	20	(合計)		240
4 支部	鳥居 憲夫	20	9 支部	櫻井 正人	20			
5 支部	谷津 和広	20	10支部	柴 隆夫	20			

税 務 署 だ よ り

平成27年分 年末調整等説明会のお知らせ

年末調整等説明会を、次の日程により開催いたします。

年末調整事務の注意点等について、税務署及び区役所の担当者より説明いたしますので、ぜひご出席ください。

説 明 会 日 程

開 催 月 日	開催時間	説 明 会 会 場	所 在 地	対 象 地 域
11月9日(月)	午後 1:30 ～ 3:30	もみじ山文化センター (なかのZERO) 小ホール	中野2-9-7 JR中野駅 南口下車	松が丘・上高田・中野・東中野 (5～8支部)
11月10日(火)	午後 1:30 ～ 3:30			中央・本町・弥生町・南台 (9～12支部)
11月11日(水)	午後 1:30 ～ 3:30	野方区民ホール (野方WIZ) 地下2階	野方5-3-1 西武新宿線野方駅 南口下車	上鷺宮・鷺宮・白鷺・若宮 江古田・江原町・丸山・沼袋・ 大和町・野方・新井 (1～4支部)

(ご注意) ○対象地域の説明会に出席できない場合には、他の会場に出席されても差し支えありません。

○説明会の開始30分前より、会場の受付で年末調整関係用紙の配布をいたします。

○駐輪場(野方区民ホール)・駐車場がありませんので、自転車・車でのご来場はご遠慮ください。

(お問い合わせ) 中野税務署 法人課税第2部門 ☎ (3387) 8111 内線 334～335

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせ

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

- ・マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178** (マイナンバー)

※ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

国税に関する社会保障・税番号制度の最新情報

- ・国税庁ホームページのトップページにある  をクリック

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

法人番号の最新情報

- ・国税庁ホームページのトップページにある  をクリック

し、「法人番号について(ご紹介コーナー)」をご覧ください。



 国税局・税務署

都 税 だ よ り

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、**11月30日(月)**までにお納めください。
＜ご利用になれる納付方法＞ ①金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 ②口座振替※2 ③コンビニエンスストア※3



＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ
 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
 ヤマザキデイリーストア ローソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④金融機関※1・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4
 ⑤パソコン・携帯電話・スマートフォンからのクレジットカードで納付も可能。

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 ※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-3763-2177)へお問い合わせください。
 ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
 ※4  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。
 ○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付ください。なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
 ○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
 ○システム保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【納税に関するお問い合わせ】 中野都税事務所 徴収管理係 03-3386-1111
【課税に関するお問い合わせ】 新宿都税事務所 個人事業税係 03-3369-7151

中 野 区 だ よ り

中野区観光協会



～～～～～ 8月1日開催 中野アンテナストリートから ～～～～～



～～～～～ 9月5日開催 中野アンテナストリートから ～～～～～

毎月第一土曜 開催! In 中野セントラルパーク
マーケット&ステージ・ワークショップ
 ※中野区民以外も参加可能(有料) ※中野区民以外も参加可能(有料)

1 区内店舗の一日限定 アンテナショップ登場	4 子供も大人も楽しい ワークショップ
2 日本各地からの 地方特産品もあり!	5 季節ごとの サブライズ企画
3 多ジャンルな ステージパフォーマンス	

EVENT INFORMATION
 中野アンテナストリートは、中野区民以外も参加可能(有料)です。
 中野アンテナストリートは、中野区民以外も参加可能(有料)です。
 中野アンテナストリートは、中野区民以外も参加可能(有料)です。



特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会 (ナカノプラプラ) からのお知らせ

～文化の秋、芸術の秋、中野の秋～

人と人をつなげ、伝統・文化の街「中野」を世界に発信するナカノプラプラ。

中野の秋は、いろいろな催しで盛りだくさん!
 ナカノプラプラも様々なイベントを後押ししています。

10月10、11日、にぎわいフェスタでは、明治・帝京平成・早稲田の学生を中心とした合同文化祭「僕らのナカノ祭」を支援いたしました。

10月31日、11月1日、サンプラザ(広場および建物内)、区役所前広場、駅前暫定広場、ICTCO、四季の森公園の広大な空間が、アニメファン、クリエイター達によるステージイベント、謎解きゲーム、コスプレパレード、企業ブース、関連アイドル達によって華やかに彩られます。

これまで駅前にて個別に行われていたイベントですが、今年はプラプラ会員を含む事業者らで実行委員会を組織し、一大イベント「中野文化祭」としての開催となりました。(新人監督映画祭は3日までの開催です)

11月18日から20日、東京都産業交流展(ビッグサイト)、中野区産業振興推進機構とICTCO会員、ナカノプラプラ、およびプラプラ会員が各事業を紹介する形で出展します。
 様々な文化イベントを後押しするナカノプラプラ。引き続きご注目ください。

中野区グローバル戦略推進協議会の基幹団体のひとつ、中野区産業振興推進機構は、中野法人会も会員である特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会と、他3社により運営されています。

中野区だより

中野の“夏”まつり

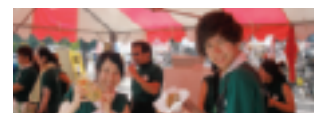


7月31日・8月1日開催(第3回中野駅前大盆踊り大会)&(中野夏まつり2015)

中野プレミアム緑日:セレモニー (8月1日土)



左から、高橋氏、田中区长、
甲田氏、宮島会長、内藤氏



—— サンプラザ前広場の露店 ——

サンプラザ大使情報交換会 (8月24日月)



挨拶：宮島会長 挨拶：佐藤社長



～ 参加された皆様 ～

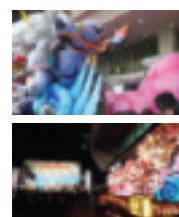
中野の“秋”まつりと祭典



9月12日(上高田氷川神社祭り)



10月17・18日開催



10月24・25日 今年も“ぬひた”が舞えます!

支部だより

「会員増強推進」に向けて、各支部で役員会を開催しました。各支部とも目標達成に向けて、新たなスタートをしました



第1支部 (久保支部長)



第2支部 (宮治支部長)



第3支部 (飛田支部長)



第4支部 (鳥居支部長)



第5支部 (谷津支部長)



第6支部 (齊藤支部長)



第7支部 (中原支部長)



第8支部 (川村支部長)



第9支部 (櫻井支部長)



第10支部 (柴支部長)



第11支部 (秋元支部長)



第12支部 (白川支部長)

本 部 だ よ り

役員合同会議（拡大理事会）を開催

～中野税務署長に藤田伸一氏が着任～



宮島会長

8月27日、ウェストフィフティーサードにおいて『役員合同会議』が開催されました。

中野税務署より、藤田署長をはじめ、伊熊副署長、神田第1統括官、八巻審理上席にご出席をして頂きました。

宮島会長の挨拶のあと、藤田署長は、自己紹介され、日頃の法人会活動に対し労いのお言葉を話されました。又、e-Taxの更なる普及推進をお願いしたいと結ばれました。

続いて、各委員会より次のように話されました。



藤田署長

「総務委員会より」

11月26日に『理事会』を、1月14日に『署長・講演会並びに新年賀詞交歓会』を開催予定。

又、『e-Tax、eLTAXの推進』について話されました。



川村総務委員長

「厚生委員会より」

春に開催された『健康セミナー』の報告、『生活習慣病健診』の報告。又、引き続き『経営者大型保障制度』の推進をと。

法人会の多くのメリットについて話されました。



太宰厚生委員長

「共益事業委員会より」

10月『第32回法人会全国大会（徳島県）』・『秋の講話&税務研修会』恒例の『法人会実務講座』『源泉所得税実務講座』を開催。

11月26日『“税を考える週間”秋の特別講演会（講師：白坂亜紀氏）』を開催予定。

又、「中野法人会経営塾」として、2つの『セミナー』を開催予定。



矢島共益事業委員長

「公益事業委員会より」

平成27年度前半に行われた「社会貢献活動」の報告。今後の社会貢献活動、支部の各種社会貢献事業、「租税教室」「平成27年度・税に関する絵はがきコンクール」について…。

特に、親会としては、「公益社団法人」として、今年も『中野にぎわいフェスタ』などの事業に、積極的に参加していく旨話されました。



野公益事業委員長

「税制税務委員会より」

平成28年度の『税制改正要望』について話されました。今年度の『税制改正要望大会』は、10月8日『第32回法人会全国大会』の中で開催。



大月税制税務委員長

「広報委員会より」

発行済みの『中野法人会報』の報告と今後の発行予定と『第14回フォト・コンテスト募集』『ホームページのリニューアルによる更なる活用』について話されました。



木村広報委員長

『地区長合同会』を開催

8月27日に開催された『役員合同会議』の後、『地区長合同会議』が行われました。

横山組織委員長から、地区長を中心として何としても、目標を達成したいと…。



横山組織委員長



～ 支部長の皆様 ～



熱い会議が！！

“経営者大型保障制度・上期表彰式”

太宰厚生委員長より上期の“目標達成支部”が発表され、会長から第3支部、第9支部に達成賞が手渡されました。



“おめでとうございます”

本 部 だ よ り

—— **活発な社会貢献活動を展開!!** (中野法人会も共催) ——



(詳細は“なかの”206号に掲載させていただきます。)



「これからの中野のまちづくりを考える会」

6月21日(日)、7月26日(日)、8月29日(土)、9月26日(土)、10月12日(月・祝)…終了！

(※右記の写真は9月26日「シンポジウム」より)



挨拶:田中区長 講師:安倍昭恵氏 (第2部のパネルディスカッション)

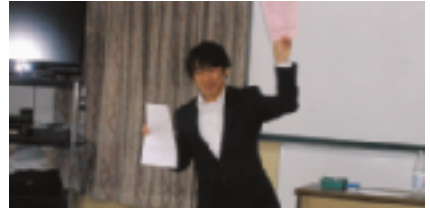
本 部 だ よ り



8月6日(木)「第2回支部長懇談会」



～ 8月26日(木) 中野法人会経営塾 第3弾 (於：法人会館) ～



8月27日(木)「正副会長会」(於：日本閣)



9月8日(火)「障がい者就労支援セミナー」



挨拶：宮島会長 講師：山岡氏 講師：渡邊氏 講師：柏木氏

部 会 だ よ り

◆源泉研究部会◆

『第361回研修会』を開催 マイナンバー制度

9月3日、源泉研究部会主催の「マイナンバー制度について」の研修会が中野サンプラザで開催されました。

10月からのマイナンバーの通知が届くという事もあり、当日は、部会以外の方も参加され大盛況でした。講師に、中野税務署・林上席を招聘して行われました。

始めに、内閣府がまとめた「マイナンバー 社会保障・税番号制度」を通して説明して頂きました。又、「国税分野における各種様式の変更点」、「番号法に基づく本人確認方法」や、



～多くの皆様に参加して頂きました～

副部会長 高橋 章

講師自らが資料をまとめてきて頂いた「具体的な研修資料」は、大変にわかりやすく本当に感謝申し上げます。

特に、源泉研究部会 講師の林上席様 安藤部会長 対象という事もあり、「平成28年分、扶養控除等(異動申告書)」「記載すべき個人番号」「源泉徴収書(給与支払報告書)」「支払調書」については、お陰様で疑問点が解決しました。

その他、セキュリティの問題など、当社としてまだまだ準備万端という訳ではありませんので、今回学んだ事を活かして早急に着手したいと思っています。

林上席様、本当に有難うございました。



◆女性部会◆

『役員懇談会&役員会』を開催



9月16日(署長を囲んで…)



記念撮影(緊張しました!)

部 会 だ よ り

◆青年部会◆

『第403回研修会』

～署の幹部の方を囲んで、自己紹介&一言～

9月4日、法人会館において、藤田署長、伊熊副署長、神田第一統括官、八巻上席をお招きして「第403回研修会」が行われました。

全員が自己紹介をし、“署に対する要望”“業界の現状（動向）”“税に対して思うこと”について話をして頂きました。

“署に対する要望”については、特に取り立てて明記することはありませんでした。

“業界の現状”については、皆さん大変な努力

副部長 吉永喜淵

をされている事を改めて痛感しました。

“税に対して思うこと”は、「適正・公正な課税」という観点から、大変に内容の濃いご回答を頂きました。

冒頭、新井部長から、11月、12月に予定されている“租税教室”について、養成講座を通して、ますます力を入れて行きたいと話されました。

研修会終了後の交流会は、大変楽しいひとときを過ごしました。



署の幹部の皆様と親しく意見交換会



挨拶：新井部長



挨拶：藤田署長様

■『東法連・青年部会連絡協議会』

7月16日、全法連会館で役員会が開催され、滝口氏（副会長）が出席しました。

役員会後には、租税教育活動事例発表の東京代表の選定が行われました。



滝口東法連・副会長

■『東法連・青連協交流ゴルフコンペ』

9月4日、メイプルポイントゴルフクラブにおいて松浦会長始め、64名の参加で行われました。

当会からは、滝口氏、三嶋氏他3名が参加しました。



三嶋顧問

■『第4ブロックチャリティゴルフ』に参加！

9月17日、第4ブロックチャリティゴルフが、高坂カントリークラブで行われました。

当会からは、10名が参加しました。

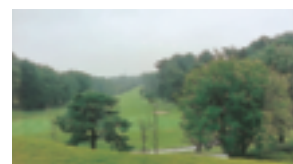
今回は、小池ブロック長の下、熱い戦いが展開され、見事に小倉健治氏が個人準優勝に輝きました。



準優勝の小倉氏



～参加された皆様～



高坂カントリークラブ

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時：11/12(木)、12/16(水)、1/12(火) 13:00～17:00(相談時間は、1案件:45分)

TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当)佐藤・三國



活発な社会貢献活動を展開!!

《第5～8支部》平成27年9月18・20日

中野・氷川神社祭礼（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



～ 9月18日 於：三菱東京UFJ銀行駐車場 ～



～ 9月20日 於：すみれ公園 ～



《第9中央・9本町・10支部》平成27年8月1・2日 於：鍋横商店街

鍋横夏祭り（不要タオルなどの回収）（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



会場の鍋横商店街



～ 応援頂いた皆様 ～



“良く考えてね…”



バザーも大盛況でした



中心者の椿氏と…



恒例の“エイサー”



阿波踊りサイコウ！！



《第11・12支部》平成27年8月28日 於：川島商店街

川島夜店市（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



会場の川島商店街



～ 応援頂いた皆様 ～



～ さあ！並んで下さ～い ～

8月30日 中野法人会 福利厚生事業 第二弾

『家族感謝ディ』を開催 ～日頃の感謝の思いを込めて～



宮島家 & 久保家



柴野家の皆様



太宰様 & 高野家・寺尾様 他



阿部家・村田家・早津家



中原家・木村氏・矢島氏・飛田氏 & 青年部会



國島家の皆様



大盛況です



佐藤家の皆様



～～～～～ テーブルマジックで盛り上がりしました ～～～～～

今後の事業予定 (インフォメーション)

座禅講話&懇親会のタベ

平成27年10月29日(木)
18:00～20:30
天徳院(上高田1-31-4)

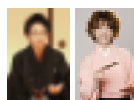


講話・講師：大藪 正哉 氏
会費：3,000円
(非会員：5,000円)

セーフティー教室&講演会

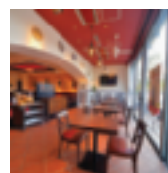
平成27年11月7日(土) 13:45～16:00
中野区立第十中学校体育館

(第3部) 法人会寄席
立川こはる 氏
春風亭ぴっかり 氏
入場無料



ショー&グルメのタベ

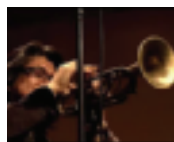
平成27年11月10日(火)
18:00～20:30
レストラン マドリード
(セントラルパークサウス1F)



会費：4,500円
(非会員：8,000円)

JAZZ ライブ&日本閣ディナー

平成27年11月13日(金)
18:00～21:00
west 53rd 日本閣



(第2部)
トランペットのヒロ川島氏 & サックスのNori Tani氏
会費：5,000円 (非会員：10,000円)

秋の特別講演会

平成27年11月26日(木) 17:00～19:15
中野サンプラザ アネモルーム

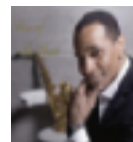
(第1部)
「銀座から見える日本の未来」

講師：白坂 亜紀 氏
会費：会員は無料 (非会員：1,000円)
終了後、懇親会 会費：5,000円



チャリティークリスマスのタベ

平成27年12月11日(火)
18:00～20:00
west 53rd 日本閣



(第2部)
Glenn M. Ray 氏 (歌手、サックス奏者)
会費：11,000円

◆ 「署長講演会」「新年賀詞交歓会」「祝賀会」 ◆

日 時：平成28年1月14日(木) 3時半受付
第1部：4時～ 「署長講演会」
第2部：5時～ 「賀詞交歓会」
第3部：5時45分～ 「祝賀会」

場 所：中野サンプラザ 13階
会 費：8,000円
幸運くじ (抽籤会)
(賞品多数)



← この会員証紙を切り取って確定申告書にお貼りください。

+